

介護老人福祉施設利用契約書

(以下、「利用者」といいます。)と社会福祉法人 水梅会 理事長 小山順三(以下、「事業者」といいます。)は、利用者が、事業者の設置経営する指定介護老人福祉施設(以下「ホーム」といいます。)に入所して、その居室及び共用施設等を利用して生活するとともに、事業者が提供する介護老人福祉施設サービス等を利用することについて、次のとおりの介護老人福祉施設利用契約(以下「この契約」といいます。)を締結します。

第1条(契約の目的)

事業者は、利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従って、介護老人福祉施設サービス及びこれに付随するサービス(以下「サービス」といいます。)を提供し、利用者は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第2条(契約期間)

- この契約の契約期間は、令和 年 月 日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。
- 利用者が前項の有効期間満了日から引き続いて要介護者(要介護1から要介護5)と認定された場合(以下「更新認定」といいます。)、有効期間満了日はその更新認定による有効期間満了日とします。ただし、利用者が介護保険法に規定する介護予防サービスの対象となった場合は除きます。

第3条(施設サービス計画)

事業者は、介護支援専門員等に利用者の「施設サービス計画」(以下「ケアプラン」といいます。)の作成を次の各号により行わせます。

- 介護支援専門員は、利用者の心身の状況、病歴を始め、解決すべき課題等を把握したうえ、利用者または家族の希望を考慮し、介護にあたる職員等と協議してケアプランの案を策定します。
- 介護支援専門員は、前号のケアプランの案を利用者または家族にその内容及び効果について、他の選択肢を含めて説明し、その同意または選択を得たうえ決定します。
- ケアプランは利用者またはホームから変更を申し出ることができます。この場合も前2号と同様の方法により変更の決定をします。
- ケアプランの作成費用は無料です。

第4条(サービスの内容)

- 事業者は、ケアプランに沿って、利用者に対し、居室、食事、介護、その他介護保険法令に定める必要な援助及びこれに付随する必要な援助を提供します。また、ケアプランが作成されるまでの期間も、利用者の希望、状態等に応じて、適切な援助を提供します。
- 利用者が利用できるサービスの種類は、【別紙1】のとおりです。事業者は、【別紙1】に定めた内容について、利用者及びその家族に説明し、それらについての希望を伺い同意を求めます。
- 事業者は、サービス提供に当たり、利用者または他の入所者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行いません。

第5条（要介護認定等の申請に係る援助）

- 1 事業者は、利用者が要介護認定の更新申請を円滑に行えるよう利用者を援助します。
- 2 事業者は、利用者が希望する場合は、要介護認定の更新申請を利用者に代わって行います。

第6条（サービスの提供の記録）

- 1 事業者は、サービスの提供に係る記録を作成し、これをこの契約終了後5年間保管します。
- 2 利用者は、ホームにおいて利用者自身に関する前項のサービス提供記録を閲覧できます。
- 3 利用者は、利用者自身に関する第1項のサービス提供記録の複写物の交付を受けることができます。この場合、事業者は交付に要する実費を利用者に請求します。

第7条（料 金）

- 1 利用者は、サービスの対価として【別紙1】に定める利用単位ごとの単価をもとに計算された月ごとの合計額を支払います。
- 2 利用者は、当月の料金を、翌月の25日に銀行引き落として事業者に支払います。
ただし、この契約終了の日が月の途中であるときは、その終了日から10日以内に支払います。
- 3 事業者は、利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者に対し領収証を発行します。

第8条（契約の終了）

- 1 利用者は、事業者に対して、7日間の予告期間において文書で通知することにより、7日を超える最初の日にこの契約を解約することができます。
- 2 事業者は、次の各号に掲げる事由に該当した場合、利用者に対して、30日間の予告期間において文書で通知することにより、30日を超える最初の日にこの契約を解約することができます。
 - ① 利用者のサービス利用料金の支払いが正当な理由なく前条第2項に定める支払期限を越えて遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、その催告の日から15日間以内に支払われない場合
 - ② 利用者が病院または診療所に入院し、明らかに3ヶ月以内に退院できる見込みがない場合または入院後3ヶ月を経過しても退院できないことが明らかになった場合
 - ③ 利用者またはその家族等が、事業者やサービス従業者または他の入所者に対して、本契約を継続したいほどの背信行為を行った場合
 - ④ やむを得ない事由により施設を閉鎖または縮小する場合
- 3 利用者が更新認定で非該当（自立）または要支援と認定された場合及び介護保険法に規定する介護予防サービスの対象となった場合は、所定の期間の経過をもってこの契約は終了します。
- 4 利用者が要介護度の更新で要介護1又は要介護2と認定された場合、次の特例入所要件に該当しないときは、所定の期間の経過をもってこの契約は終了します。
 - ① 認知症のため、日常生活に支障のある症状・行動や意思疎通困難さが頻繁
 - ② 知的障害・精神障害を伴い日常生活に支障のある症状・行動や意思疎通困難さが頻繁
 - ③ 家族等による深刻な虐待が疑われ、心身の安全、安心の確保困難
 - ④ 単身世帯である、同居家族が病弱等のため支援困難でかつ地域の介護サービスや生活支援供給が不十分
- 5 第2項、第3項及び前項の場合において、利用者がやむを得ない事由により所定の期間を超えて事業者の施設を利用することとなるときは、事業者は利用者に対し、その利用に要する実費を請求します。

6 次の事由に該当した場合は、この契約は当該各号に定める日に自動的に終了します。

① 利用者が他の介護保険施設に入所した場合…………その翌日

② 利用者が死亡した場合…………その翌日

第9条（退所時の援助）

事業者は、この契約が終了し利用者が退所する際には、利用者及びその家族の希望、利用者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な援助を行います。

第10条（秘密保持）

1 事業者及び事業者の使用する者等は、個人情報保護法等に基づきサービス提供をするうえで知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

2 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、居宅介護支援事業者等第三者に対し、利用者及びその家族の個人情報を提供しません。

第11条（賠償責任）

1 事業者は、この契約に基づいてサービスを提供するにあたって、事業者もしくはホームの職員の故意または過失、もしくはこの契約上の注意義務に違反して利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合は、その損害賠償責任を負います。

ただし、その損害について、利用者の故意、過失もしくはこの契約上の注意義務、もしくはホームの職員の正当な業務上の指示に違反が認められる場合は、その状況を斟酌してその賠償額の減額または免除をすることができるものとします。

2 利用者は、ホームにおいて、故意または過失もしくはこの契約上の利用者の義務に違反して、ホームの職員または他の利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合は、その損害賠償責任を負います。その場合、前項のただし書きを準用します。

3 事業者及び利用者は、前2項の賠償は、誠意をもって速やかに対応し、履行するものとします。

第12条（連絡義務）

事業者は、利用者の健康状態が急変した場合は、医師に連絡するとともに、あらかじめ届けられた連絡先に可能な限り速やかに連絡する等必要な処置を行います。

第13条（相談・苦情対応）

事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、施設の設備またはサービスに関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

第14条（本契約に定めのない事項）

1 利用者及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。

2 この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

第15条（裁判管轄）

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者及び事業者は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

この契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が記名または署名押印のうえ、1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

契約者氏名

利用者

〈住 所〉

〈氏 名〉

印

(家 族)

〈住 所〉

〈氏 名〉

印

(代理人)

〈住 所〉

〈氏 名〉

印

事業者

〈事業者名〉 社会福祉法人 水梅会

〈住 所〉 埼玉県川口市大字石神1560番1

〈代表者名〉 理事長 小山 順三 印

【別紙1】

○担当者（生活相談員または介護支援専門員等）

氏名 丸野正明（生活相談員・介護支援専門員）

井沢務（生活相談員・社会福祉士・介護福祉士）

電話 048-294-8996

○サービスの内容

①居室…定員1名から4名の居室が用意されていますが、利用者の状況やご希望等により別途ご相談して決めさせていただきます。入居後においても利用者の状況やご希望等により変更することがあります。

②食事…管理栄養士等による栄養ケアマネジメントを行います。食事時間等は次のとおりです。

朝食 7:30～9:00

昼食 11:45～13:45

夕食 18:00～19:30

以上の他、おやつ湯茶等のサービスがあります。

原則、1階または2階の食堂においておとりいただきます。

③入浴…週に最低2回入浴していただけます。ただし、利用者の状態に応じ、入浴介助または特別浴もしくは清拭となる場合があります。

④介護…ケアプランに沿って下記の介護が行われます。

着替え、排泄、食事等の介助、おむつ交換、体位変換、シーツ交換、施設内の移動の付き添い等

⑤機能訓練…利用者の状況に応じ、各階の訓練室等において生活リハビリの訓練を行います。

⑥生活相談…常勤の生活相談員に、介護以外の日常生活に関することも含め相談できます。

⑦健康管理…当施設では、年1回健康診断を行います。日程については、別途ご連絡します。

また、嘱託医による健康管理及び看護師によるバイタルチェック、投薬等医療的管理を行っています。また、診療や健康相談サービスを受けることができます。

⑧安全管理…防災、避難訓練等設備を含め安全面に常時配慮しています。

⑨療養食の提供

…当施設では、通常のメニューのほかに医療上必要な場合等のために療養食をご用意しております。詳しくは職員にお尋ね下さい。

料金は別途追加料金がかかります。

⑩日常費用の受入・管理保管及び支払代行

…介護以外の日常生活に係る諸費用に関する受入・管理保管及び支払代行を申し込むことができます。サービスご利用に際しては、別途「日用品費利用及び出納管理費用契約書」の締結が必要となります。

⑪レクリエーション

…当施設では、日々のクラブ活動のほか、種々の行事が行われます。行事によっては別途参加費がかかるものもございます。詳しくは、その都度ご説明のうえご承諾をいただきます。

⑫その他のサービス

- ア 通院サービス： 医療上必要な場合は、通院サービスが行われます。
遠方の場合は、実費（ガソリン代）がかかります。
- イ 理美容サービス： 当施設では、理美容サービスを実施しております。
料金は1回1,000円です。
- ウ その他のサービス： 介護保険以外のサービス等については、その都度お申し出を受け、ご相談させていただきます。サービス等の内容によっては、別途料金がかかります。

○料金

①基本料金

- ・施設使用料（介護保険適用時は1割、2割又は3割が自己負担となります。）

	1日あたりの利用料金	
	従来型個室	多床室
要介護1	6,155円	6,155円
要介護2	6,886円	6,886円
要介護3	7,649円	7,649円
要介護4	8,380円	8,380円
要介護5	9,101円	9,101円

※ 個室を利用する場合でも、下記の条件に該当する方の利用料及び居住費は、多床室と同額の料金となります。

- イ. 感染症等により個室への入所の必要があると医師が判断した者（個室の入所期間が30日以内）
ロ. 著しい精神症状等により、他の同室者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあると医師が判断した者

- ・加算項目（介護保険適用時は1割、2割又は3割が自己負担となります。）（1日につき）

日常生活継続支援加算	376円
看護体制加算（I）	41円
看護体制加算（II）	83円
夜勤職員配置加算（III）ロ	167円
療養食加算	62円（1回につき、1日3回を限度）
外泊時費用	2,570円（月に6日を限度）
初期加算	313円（入所日から30日）
ADL維持等加算（I）	313円（1月につき）
ADL維持等加算（II）	616円（1月につき）
若年性認知症受入加算	1,254円
外泊時在宅サービス利用費用	5,852円（月に6日を限度）
退所前訪問相談援助加算	4,807円（1回又は2回限り）

退所後訪問相談援助加算	4,807円（1回限り）
退所時相談援助加算	4,180円（1回限り）
退所前連携加算	5,225円（1回限り）
栄養マネジメント強化加算	114円
経口移行加算	292円
経口維持加算（I）	4,180円（1月につき）
経口維持加算（II）	1,045円（1月につき）
口腔衛生管理加算（I）	940円（1月につき）
口腔衛生管理加算（II）	1,149円（1月につき）
看取り介護加算（I）1	752円（死亡日以前31日以上45日以下）
看取り介護加算（I）2	1,504円（死亡日以前4日以上30日以下）
看取り介護加算（I）3	7,106円（死亡日以前2日又は3日）
看取り介護加算（I）4	13,376円（死亡日）
在宅復帰支援機能加算	104円
在宅・入所相互利用加算	418円
褥瘡マネジメント加算（I）	31円（1月につき）
褥瘡マネジメント加算（II）	135円（1月につき）
排せつ支援加算（I）	104円（1月につき）
排せつ支援加算（II）	156円（1月につき）
排せつ支援加算（III）	209円（1月につき）
自立支援促進加算	2,926円（1月につき）
科学的介護推進体制加算（I）	418円（1月につき）
科学的介護推進体制加算（II）	522円（1月につき）
安全対策体制加算	209円（入所時に1回限り）
介護職員処遇改善加算（I）	（基本料金+加算料金の合計）×14.0%

②食 費 1日につき下記の料金

第1段階	第2段階	第3段階		第4段階
300円	390円	①650円	②1,360円	1,740円

③居住費 1日につき下記の料金

	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
従来型個室	380円	480円	880円	1,231円
多床室	0円	430円	430円	915円

④日用品及び出納管理費用 1日につき日用品200円、出納管理100円

⑤その他の料金等

- (1) 行事参加費、通院サービス費（遠方の場合）、理美容費等の料金は、別途ご負担いただきます。
- (2) 入所期間中に入院または外泊した期間があるときは、介護報酬請求の取り扱いに準じ算定される金額となります。なお、入院または外泊が6日間を越える場合、その期間が3ヶ月までは契約は継続するものとします。その場合の居住費として、1日につき個室1,231円、多床室915円をいただきます。

⑥自己負担軽減制度

施設利用に伴って上記①から⑤の料金をご負担いただくことになりますが、この料金については、次の制度によって軽減を受けられる場合があります。種々の手続きが必要となりますので契約時に担当者とご相談をしてください。

- (1) 1ヶ月の介護サービスの一割負担の合計額が所得に応じた一定の上限額を超えた場合、その超えた部分が払い戻される制度

- (2) 利用料を支払った場合に生活保護の適用となる方についての負担軽減制度

※ なお、介護保険の対象となる料金は、月ごとに集計し埼玉県国民健康保険団体連合会への請求と振り分ける関係上、1日あたりの自己負担額（1割、2割又は3割負担分）は1円単位で変動する場合がありますので、予めご了承下さい。

☆ 介護保険関係法令の改正等により料金を変更する場合は、事前にご説明をし、ご承諾いただきます。

☆ 料金についてご不明なことがございましたら遠慮なくお問い合わせください。

○ 相談、要望、苦情等の窓口

当施設のサービスに関する相談、要望、苦情等は、サービス提供責任者が下記までお申し出ください。

☆サービス相談窓口☆

- | | |
|-------------------------|------------------|
| 1. 苦情解決責任者 小山 圭三 | |
| 苦情受付担当者 丸野 正明・井沢 務 | |
| 電話番号 048-294-8996 | |
| (受付時間 月～金曜日 9:00～16:00) | |
| | |
| 2. 川口市役所 介護保険課 | 048-258-1110 (代) |
| | |
| 3. 埼玉県国民健康保険団体連合会 | 048-824-2568 |
| | |
| 4. 第三者委員 飯島嵩 | 048-296-6916 |
| 田島陽子 | 048-296-6309 |

事業者

〈事業者名〉 社会福祉法人 水梅会

〈住 所〉 埼玉県川口市大字石神 1560番1

〈代表者名〉 理事長 小山 順三 印

上記の説明を受け、了承しました。

令和 年 月 日 〈利用者氏名〉 印

(家族氏名) 印

(代理人氏名) 印

介護老人福祉施設重要事項説明書

(令和7年4月1日 現在)

1 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話 048-294-8996 (10:00~16:00)

担当 丸野正明・井沢務 (生活相談員・介護支援専門員)

☆ ご不明な点は、何でもおたずねください。

2 介護老人福祉施設 紫水苑の概要

(1) 施設の名称及び所在地等

施設名称	特別養護老人ホーム 紫水苑
所在地	埼玉県川口市大字石神1560番地1
介護保険指定番号	介護老人福祉施設 (川口市 1170200685 号)

(2) 施設の職員体制

		常勤	非常勤	業務内容	計
管理者		1名(1)		サービス管理全般	1名(1)
医師			1名(1)	診療・健康管理等	1名(1)
生活相談員		1名(1)		生活上の相談等	1名(1)
管理栄養士		1名(0)		栄養管理等	1名(0)
介護支援専門員等		1名(1)		サービス計画の立案・管理等	1名(1)
事務職員		2名(1)		一般事務・料金請求等	2名(1)
看護職員	看護師 准看護師 社会福祉士 介護福祉士 1~2級修了者 基礎研修修了者 その他	看護及び介護職員について は、厚生労働大臣が定める 人員配置基準（利用者3名 に対して職員1名）以上の 職員を配置しております。 () 内は男性再掲		医療・健康管理業務等 日常介護業務等	
	夜勤	4名体制	宿直	1名体制	

※当施設は、特別養護老人ホームと短期入所生活介護の併設施設なので、上記の人数は両施設の合計です。

(3) 施設の設備の概要

定員		90名	静養室	1室
居室	従来型	個室 2人室 4人室	48室 9室 6室	医務室 食堂 機能訓練室
			一般浴槽と特別浴槽があります。	
			談話室	8室

3 サービス内容

①施設サービス計画の立案

…介護支援専門員と介護関係職員が協議して計画をたて、利用者またはご家族の方に説明し、同意をいただきます。

②食事…管理栄養士等による栄養ケアマネジメントを行います。食事時間等は次のとおりです。

朝食 7：30～9：00

昼食 11：45～13：45

夕食 18：00～19：30

以上の他、おやつ湯茶等のサービスがあります。

原則、1階または2階の食堂においておとりいただきます。

③入浴…週に最低2回入浴していただけます。ただし、利用者の状態に応じ、入浴介助または特別浴もしくは清拭となる場合があります。

④介護…ケアプランに沿って下記の介護を行います。

着替え、排泄、食事等の介助、おむつ交換、体位変換、シーツ交換、施設内の移動の付き添い等

⑤機能訓練…利用者の状況に応じ、各階の訓練室等において生活リハビリの訓練を行います。

⑥生活相談…常勤の生活相談員に、介護以外の日常生活に関することも含め相談できます。

⑦健康管理…当施設では、年1回健康診断を行います。日程については、別途御連絡します。

また、嘱託医による健康管理及び看護師によるバイタルチェック、投薬等医療的管理を行っています。また、診療や健康相談サービスを受けることができます。

⑧安全管理…防災、避難訓練等設備を含め安全面に常時配慮しています。

⑨療養食の提供

…当施設では、通常のメニューのほかに医療上必要な場合等のために療養食をご用意しております。詳しくは職員にお尋ね下さい。

料金は別途追加料金がかかります。

⑩日常費用の受入・管理保管及び支払代行

…介護以外の日常生活に係る諸費用に関する受入・管理保管及び支払代行を申し込むことがあります。サービスご利用に際しては、別途「日用品費利用及び出納管理費用契約書」の締結が必要となります。

⑪レクリエーション

…当施設では、日々のクラブ活動のほか、種々の行事が行われます。行事によっては別途参加費がかかるものもございます。詳しくは、その都度ご説明のうえご承諾をいただきます。

⑫その他のサービス

ア 通院サービス： 医療上必要な場合は、通院サービスが行われます。

遠方の場合は、実費（ガソリン代）がかかります。

イ 理美容サービス： 当施設では、理美容サービスを実施しております。

料金は1回1,000円です。

ウ 他のサービス： 介護保険以外のサービス等については、その都度お申し出を受け、ご相談させていただきます。サービス等の内容によっては、別途料金がかかります。

4 料金

①基本料金

- 施設使用料（介護保険適用時は1割、2割又は3割が自己負担となります。）

	1日あたりの利用料金	
	従来型個室	多床室
要介護1	6,155円	6,155円
要介護2	6,886円	6,886円
要介護3	7,649円	7,649円
要介護4	8,380円	8,380円
要介護5	9,101円	9,101円

個室を利用される場合でも、下記の条件に該当する方の利用料及び居住費は、多床室と同額の料金となります。

- イ. 感染症等により個室への入所の必要があると医師が判断した者（個室の入所期間が30日以内）
- ロ. 著しい精神症状等により、他の同室者的心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあると医師が判断した者

- 加算項目（介護保険適用時は1割、2割又は3割が自己負担となります。）（1日につき）

日常生活継続支援加算	376円
看護体制加算（I）	41円
看護体制加算（II）	83円
夜勤職員配置加算（III）ロ	167円
療養食加算	62円（1回につき、1日3回を限度）
外泊時費用	2,570円（月に6日を限度）
初期加算	313円（入所日から30日）
ADL維持等加算（I）	313円（1月につき）
ADL維持等加算（II）	616円（1月につき）
若年性認知症受入加算	1,254円
外泊時在宅サービス利用費用	5,852円（月に6日を限度）
退所前訪問相談援助加算	4,807円（1回又は2回限り）
退所後訪問相談援助加算	4,807円（1回限り）
退所時相談援助加算	4,180円（1回限り）
退所前連携加算	5,225円（1回限り）
栄養マネジメント強化加算	114円
経口移行加算	292円
経口維持加算（I）	4,180円（1月につき）
経口維持加算（II）	1,045円（1月につき）
口腔衛生管理加算（I）	940円（1月につき）
口腔衛生管理加算（II）	1,149円（1月につき）

看取り介護加算（I）1	752円（死亡日以前31日以上45日以下）
看取り介護加算（I）2	1,504円（死亡日以前4日以上30日以下）
看取り介護加算（I）3	7,106円（死亡日以前2日又は3日）
看取り介護加算（I）4	13,376円（死亡日）
在宅復帰支援機能加算	104円
在宅・入所相互利用加算	418円
褥瘡マネジメント加算（I）	31円（1月につき）
褥瘡マネジメント加算（II）	135円（1月につき）
排せつ支援加算（I）	104円（1月につき）
排せつ支援加算（II）	156円（1月につき）
排せつ支援加算（III）	209円（1月につき）
自立支援促進加算	2,926円（1月につき）
科学的介護推進体制加算（I）	418円（1月につき）
科学的介護推進体制加算（II）	522円（1月につき）
安全対策体制加算	209円（入所時に1回限り）
介護職員処遇改善加算（I）	（基本料金+加算料金の合計）×14.0%

②食 費 1日につき下記の料金

第1段階	第2段階	第3段階		第4段階
300円	390円	①650円	②1,360円	1,740円

③居住費 1日につき下記の料金

	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
従来型個室	380円	480円	880円	1,231円
多床室	0円	430円	430円	915円

④日用品及び出納管理費用 1日につき日用品200円、出納管理100円

⑤その他の料金等

- (1) 行事参加費、通院サービス費（遠方の場合）、理美容費等の料金は、別途ご負担いただきます。
- (2) 入所期間中に入院または外泊した期間があるときは、介護報酬請求の取り扱いに準じ算定される金額となります。なお、入院または外泊が6日間を越える場合、その期間が3ヶ月までは契約は継続するものとします。その場合の居住費として、1日につき個室1,231円、多床室915円をいただきます。

⑥自己負担軽減制度

施設利用に伴って上記①から⑤の料金をご負担いただくことになりますが、この料金については、次の制度によって軽減を受けられる場合があります。種々の手続きが必要となりますので契約時に担当者とご相談をしてください。

(1) 1ヶ月の介護サービスの一割負担の合計額が所得に応じた一定の上限額を超えた場合、その超えた部分が払い戻される制度

(2) 利用料を支払った場合に生活保護の適用となる方についての負担軽減制度

※ なお、介護保険の対象となる料金は、月ごとに集計し埼玉県国民健康保険団体連合会への請求と振り分ける関係上、1日あたりの自己負担額（1割、2割又は3割負担分）は1円単位で変動する場合がありますので、予めご了承下さい。

5 支払方法

毎月25日に前月分の利用料をご指定の口座より引き落としさせていただきます。ただし、退所される場合は、退所日までの分を10日以内にお支払いいただきます。お支払いいただきますと、領収証を発行します。

6 料金の変更等

介護保険関係法令の改正等により料金を変更する場合は、事前にご説明をし、ご承諾をいただきます。

7 入退所の手続

(1) 入所手続

まずは、お電話でお申し込み下さい。

入所と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

「居宅サービス計画」の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) 退所手続

① 利用者のご都合で退所される場合

退所を希望される日の7日前までにお申し出ください。

② 自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・ 利用者が他の介護保険施設に入所した場合……その翌日
- ・ 介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）または要支援と認定された場合は、所定の期間の経過をもって退所していただくことになります。
- ・ 利用者が要介護度の更新で要介護1又は要介護2と認定された場合、次の特例入所要件に該当しないときは、所定の期間の経過をもってこの契約は終了します。
 - 1) 認知症のため、日常生活に支障のある症状・行動や意思疎通困難さが頻繁
 - 2) 知的障害・精神障害を伴い日常生活に支障のある症状・行動や意思疎通困難さが頻繁
 - 3) 家族等による深刻な虐待が疑われ、心身の安全、安心の確保困難
 - 4) 単身世帯である、同居家族が病弱等のため支援困難でかつ地域の介護サービスや生活支援供給が不十分
- ・ 利用者がお亡くなりになった場合……その翌日

③ その他

- ・ 利用者が、サービス利用料金の支払いを支払期限（25日間）までに支払うことがなく、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、15日以内に支払わない場合、または利用者やご家族な

どが当施設や当施設の従業者に対して本契約を継続したいほどの背信行為を行った場合は、退所していただく場合がございます。この場合、契約終了30日前までに文書で通知いたします。

尚、他の利用者に危害を加える等の行為があつた場合、緊急退所をしていただきます。

- ・ 利用者が病院または診療所に入院し、明らかに3ヵ月以内に退院できる見込みがない場合または入院後3ヵ月経過しても退院できないことが明らかになった場合、文書で通知のうえ、契約を終了させていただく場合がございます。この場合、退院後に再度入所を希望される場合は、お申し出ください。
- ・ やむを得ない事情により、当施設を閉鎖または縮小する場合、契約を終了し、退所していただく場合がございます。この場合、契約終了30日前までに文書で通知いたします。
- ・ 上記①から③による退所が行われ、契約が終了した場合であって、利用者のやむを得ない事由によりその契約終了日の翌日以降ホームを利用することとなるときは、その利用に要する実費を請求します。

8 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

また、サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。なお、事業者は下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	社会福祉法人 全国社会福祉協議会
保険名	しせつの損害補償

9 当施設のサービスの特徴等

別添の資料を御覧ください。

10 福祉サービス第三者評価受審

なし

令和　年　月　日

介護老人福祉施設入所にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

(事業者) 所在地 埼玉県川口市大字石神 1560番1

名 称 社会福祉法人 水梅会 印

説明者 所 属

氏 名 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から介護老人福祉施設についての重要な事項の説明を受けました。

(利用者) 住 所

氏 名 印

(家族) 住 所

氏 名 印

(代理人) 住 所

氏 名 印